

第 7 期大学分科会における部会等の設置について（案）

平成 25 年 4 月 日
中央教育審議会大学分科会決定

中央教育審議会令第 6 条第 1 項及び中央教育審議会運営規則第 3 条第 5 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

1. 大学教育部会

（所掌事務）

大学教育の在り方に関し、以下の事項を中心に専門的な調査審議を行う。

- (1) 求められる知識・技能の高度化に対応した進路選択・学修機会の充実について
- (2) 大学の質保証の充実について
- (3) 短期大学の在り方について

2. 大学院部会

（所掌事務）

大学院制度と教育の在り方に関し、以下の事項を中心に専門的な調査審議を行う。

- (1) 大学の質保証の充実について
- (3) 大学院教育の在り方について

3. 組織運営部会

（所掌事務）

大学のガバナンスの在り方に関し、専門的な調査審議を行う。

4. 大学のグローバル化に関するワーキング・グループ

（所掌事務）

我が国の大学のグローバル化の促進に関し、専門的な調査審議を行う。

5. 法科大学院特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善について専門的な調査審議を行う。

6. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第112条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。